

## 海外療養費の支給に係る手続きについて

多賀城市の国民健康保険に加入している方が、海外旅行中などで急な病気により海外の医療機関で受診したときは、次の手続きにより海外療養費が支給されます。

- 1 医療費の全額を海外の医療機関に、一旦支払ってください。
- 2 担当の医師等から、治療内容や支払った医療費の金額等についての証明書を貰ってください。
- 3 帰国後、保険者（多賀城市）に対して申請手続を行なってください。申請の期限は、海外で治療費を支払った日の翌日から起算して2年間となります。
- 4 申請手続きに必要な書類は、次のとおりです。
  - (1) 診療内容明細書
  - (2) 領収明細書
    - (1) 及び (2) の書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所氏名を記載し、押印してください。）が必要です。
  - (3) 保険証
  - (4) 銀行の通帳（又は口座番号の控えなど）
    - ※ 海外の医療機関で診療内容明細書及び領収明細書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は申請者の負担となります。
  - (5) パスポート
- 5 日本国内で同様の病気にかかった場合と同じく、保険の範囲内の治療が対象となります。保険適用とならないものは、支給の対象外となります。
  - ※ 保険適用とならないもの
    - ア 交通事故
    - イ 美容整形
    - ウ 高価な歯科材料や歯列矯正
    - エ 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合（例 心臓や肺などの臓器移植、人工授精等の不妊治療、性転換手術など）
    - オ 保険のきかない診療、差額ベッド代など
- 6 海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やけがで国民健康保険で治療を受けた場合を基準として算定します。
- 7 海外療養費の支給算定に際しては、支給決定日の外国為替換算率を用いることとされており、実際にお支払いされた時点でのレートとは異なります。
- 8 国民健康保険の審査は、保険対象の有無、重複受診など日本国内の療養費と同様に行なわれます。

多賀城市保健福祉部国保年金課

電話 022-368-1141

内線 121～123







6 症状の概要

7 処方、手術その他の処置の概要

翻 訳 者 の 記 入 欄	
名前	
住所	電話

翻訳 (様式 B の続紙)

(12) その他 (項目明記)

翻 訳 者 の 記 入 欄	
名前	
住所	電話

翻訳 (領収明細書(歯科)の続紙)

その他

翻 訳 者 の 記 入 欄	
名前	
住所	電話